

奈良県告示第二百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和二年十一月四日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人菊川内科医院	桜井市大字桜井八六九番地の一	令和二年八月十八日
医療法人さかもと整形外科クリニック	大和郡山市小林町西一丁目三番地二四	令和二年九月九日
いとおか医院	桜井市大字芝三六六番地	令和二年十月八日